

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

| | | | |
|-----------------|---|--------------------------------|-------------|
| フリガナ 氏名(姓、名) | ヤマダ ユキ 山田 由紀 | | 授与番号 甲1419号 |
| 学位の種類 | 博士(学術) | 授与年月日 | 2020年3月31日 |
| 学位授与の要件 | 本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項] | | |
| 博士論文の題名 | 介護老人保健施設における看護のあり方 —生活支援に関する看護をつなぐ実践能力に着目して— | | |
| 審査委員 | (主査) 小川 さやか (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) | 小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) | |
| | 竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) | 長瀬 雅子 (順天堂大学医療看護学部准教授) | |
| 論文内容の要旨 | <p>介護老人保健施設(以下、老健施設)は、超高齢化社会の到来とともに高齢者福祉分野における中核的拠点となることが期待されている施設である。同施設の役割と機能は、生活支援を基盤として機能訓練、在宅復帰支援などの包括的なケアを提供することにある。本論文の目的は、診断や治療を目的とする病院等の医療施設とは異なる老健施設の看護のあり方を明らかにし、そこから老健施設での看護に求められる看護師の実践能力を析出することにある。</p> <p>序章では、老健施設の看護をめぐる既存の研究が症状・症例別に看護の知識を検討するものが大半を占め、疾病に関わる看護の知識と倫理的な姿勢とが別々に議論されていること、看護師が生活支援に関わる知識から個別の疾病ケアに関する知識をいかにして総動員し、結び付け、日々の看護実践に結実させているかを総合的に議論した研究がないことを指摘している。</p> <p>第1章では、高齢者の疾病の特徴や老年看護に必要な疾病理解、老健施設の運営趣旨や運営体制、入所者の特徴、医療器具や設備の特徴などを整理し、第2章では、老健施設に関わる制度的な変遷を「連携体制・中核拠点」「在宅復帰・機能訓練」といった項目ごとに整理している。</p> <p>第3章以降が老健施設の看護師に対する面接で得られた語りの分析となる。第3章では「生活の場としての老健施設の看護のあり方」に、第4章では「疾病に関わる老健施設の看護のあり方」に光をあて、看護師が日々どのような点に注意を振り向け、実践しているのかを詳述している。第5章では、第3章と4章で述べた内容をふり振り返りながら、看護師の実践にいかなる知識や技能が介在しているのかを項目ごとに整理し、それらが老健施設の看護の実践能力をいかに構成しているのかを考察している。それを踏まえて老健施設における看護の実践能力には、「細かな部分を捉える実践能力」「継続的・多角的に捉える実践能力」「関係性を築き、生かす実践能力」「深く捉え、内省する実践能力」の4つが存在すること、さらにこうした実践能力を結びつける「総合的に捉える実践能力」が重要であることを論じている。</p> <p>終章では、以上の内容を総括し、老健施設の看護実践能力を捉えるための視座の転換と今後の看護教育や制度に対する提案を述べている。</p> | | |

| | |
|------------------------|--|
| <p>論文審査の結果の要旨</p> | <p>生活支援を中心とする老健施設の看護はしばしば、複雑な医療器具を扱ったり、多様な症状・症例に関する専門的知識が必要とされる病院などの医療施設と比較して、高度な専門性を要しないものであると見なされてきた。実際に老健施設での看護は、「口腔ケア」や「バイタル測定」といった基本的な看護の知識で実践できる内容が大半を占める。だが老健施設の看護には、機能訓練や介護、生活支援などの疾病に直接的に関わらない知識が必須事項となり、在宅復帰を目指して他の専門職や地域・家庭との連携も求められる。生活の場である老健施設には独自の時間的流れや、個々の人格を尊重しながら「穏やかな日常性」を再構築する業務も重要となる。看護師が高齢期の患者の「異変」や「急変」を察知し適切に対処するためには、身体機能が低下し多様な疾病を併発していく個々の高齢者にとっての「病とともにある平常」とはいかなる状態であるかを見極める必要がある。それには個々の高齢者の身体機能や病状の進行等に関わる日々の細やかな観察が大前提となり、また高齢者に異変を知らせてもらうためには、個々の高齢者と築く信頼関係が不可欠となる。高齢者は時として痛みを感じる部位を誤認し、認知症を患う者は言語による訴え自体が難しいが、レントゲンやCT等の医療器具が常備されておらず、夜間には医師が不在となる老健施設では、異変の判断は看護師の鑑識眼にかかっている。その上、急変時の適切な判断には、家族や本人の意向を踏まえる必要もある。本研究が明らかにしたのは、看護師がそれ自体は基礎的な知識や技能を個別の場面や状況において結びつけ、調整しながら、具体的な看護に結実させていくかをめぐる実践能力である。それらは、突き詰めれば「人間理解」という看護の基層的な能力をいかに全方位的に適切に発揮できるかという問いでもある。審査委員にはまず、本研究が老健施設の看護には病院の看護とは異なる意味で「高度な」実践能力、特にアセスメント能力が必要とされることを実証したことの意義が評価された。</p> <p>口頭試問では、語りの解釈の不備や説明の繰り返しなど数多くの問題が指摘されたが、それは公聴会までに適切に修正された。公聴会では、第2章の制度的な変遷が第3章以降の考察に十分に生かせていない点や、病院および他の老人保健医療施設との共通点や差異を深く掘り下げる必要性などの課題が指摘されたが、これらに対しては今後、他施設との比較研究を通じて看護教育や老健施設をめぐる政策に向けた提案を打ち出していく展望が適切に応答された。それを基に審査委員には、本研究が在宅復帰や生活支援に関わる制度設計や既存の看護教育の問題を浮き彫りにし、老健施設をめぐる新しい研究を切り拓きうるものであることが確認された。</p> <p>以上から審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p> |
| <p>試験または学力確認の結果の要旨</p> | <p>本論文にかかわる口頭試問は2019年12月9日(月)15時より16時30分まで、創思館302会議室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は1月20日(月)15時から16時まで、創思館401・402号室において審査委員4名と聴衆の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術立命館大学)」の学位を授与することが適切と判断する。</p> |

